



市からの連絡帳

8月は、市民税・都民税普通徴収第2期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
◆納税課 田(☎042-460-9832)

届け出・税など

市税の夜間納付相談窓口

時 8月6日(火)・22日(木) 午後5時～8時
場 納税課(田無庁舎4階)
※窓口は田無庁舎のみ。
内 市税の納付および相談、納付書の再発行など

仕事の都合などで、日中に相談にお越しただけでない方のために、「夜間納付相談窓口」を開設しますので、ぜひご利用ください。
◆納税課 田(☎042-460-9832)

割れやすい西東京市民カードを引き換えます

表面の8桁の番号が金色の西東京市民カードは弾力性が弱く、割れやすくなっています。このカードをお持ちの方は引き換えますので、市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)、各出張所にお持ちください。

持 ①表面の8桁の番号が金色の西東京市民カード
②窓口に来た方の本人確認ができるもの(運転免許証・旅券・健康保険証など)
※代理人による申請の場合は、上記に加えて代理人選任届が必要です。
◆市民課 田(☎042-460-9820)
保(☎042-438-4020)

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

下記の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

- 要件
①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること。
②平成25年1月2日～平成26年1月1日に新築された住宅であること。
③居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること。
④居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下であること。
⑤平成26年1月31日(木)までに必要書類の提出があること。(窓口：田無庁舎4階資産税課)

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

□減額範囲 居住部分について、床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡相当部分が減額対象になります。

- 必要書類
①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)
□申告について 資産税課職員が家屋調

査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。減額の申告手続きについてご説明します。

- 認定長期優良住宅に関する問い合わせ
東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課(☎042-464-2154)
□認定長期優良住宅の新築家屋への減額に関する問い合わせ
資産税課(☎042-460-9830)
◆資産税課 田(☎042-460-9830)

後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合を8月1日に見直しました

判定内容は世帯の状況と前年の所得に対する住民税課税所得により判定(定期判定)されます。

- 一部負担金の割合
①一般…1割
※基準収入額適用申請書提出者も含む
②現役並み所得者…3割
□一般(1割負担) 同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得(課税標準額)が145万円未満の被保険者
□現役並み所得者(3割負担) 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上ある被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者
※住民税課税所得とは、総所得金額などから各種所得控除を差し引いて算出します。一部負担金の割合(1割・3割)に変更があった方は、8月1日から新たな一部負担金の割合が適用されますので、月の初めに医療機関を受診される時には、一部負担金の割合の変更があったことを窓口でお伝えください。広域連合では、後期高齢者医療制度について、HP「東京いききネット」で情報提供を行っています。ご利用ください。
HP <http://www.tokyo-ikiiki.net>
◆保険年金課 田(☎042-460-9823)

国民健康保険と交通事故

国民健康保険に加入している方が、交通事故などで第三者から傷病を受けた場合でも国民健康保険証で医療機関を受診することができます。しかし、本来はその医療費は加害者が負担すべきであることから国民健康保険は医療費を一時的に立て替え、後から加害者へ請求することになります。

交通事故に遭ったらすぐに警察に届け出をしてください。また、市の国民健康保険証で医療機関を受診する場合は、必ず保険年金課へ届け出をしてください。

- 届出に必要なもの
①国民健康保険証
②印鑑
③交通事故証明書(後日でも可)
④「第三者行為による傷病届」他届出書一式(保険年金課にあります)
◆保険年金課 田(☎042-460-9821)

街角の年金相談センター 武蔵野オフィスをご存じですか？

三鷹駅北口から徒歩5分の利便性の良い場所に「街角の年金相談センター」が設置されています。国民年金・厚生年金に関する受給相談や年金見込み額の試算、請求手続きについての相談を無料で受け付けていますので、ぜひご利用ください。※相談は予約制です。ご利用の際は下記の予約専用電話におかけください。※電話での相談は受け付けをいたしません。

□街角の年金相談センター
所在地：武蔵野市中町1-6-4 三鷹山田ビル3階
予約専用電話：☎0422-50-0475(平日午前9時～午後5時15分)
問 武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)
◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

心身障害者の各種手当・助成制度の申請

いずれの制度についても前年度と変更はありません。申請前にさかのぼっての制度の適用はありませんので、今回新しく対象になると思われる方は申請してください。

◆障害心身障害者医療費助成制度

□提出期限 9月30日(月)

◆各種手当・助成制度

□提出期限 8月30日(金)

(重度手当は11月中)

※障害程度、年齢制限など各種の要件があります。詳しくはお問い合わせください。

◆所得限度額

□障害心身障害者医療費助成・心身障害者福祉手当・自動車燃料費助成・タクシー料金助成

税法上の扶養人数	障害者本人(20歳未満の方は扶養義務者※)
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円

□特別障害者手当・障害児福祉手当

税法上の扶養人数	障害者本人	配偶者および扶養義務者
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円

※各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定

■重度心身障害者手当・特別障害者手当など現況届の提出

□現況届 重度心身障害者手当・特別障害者手当など受給者の方に対して、現況届の用紙をお送りします。期限内の提出をお願いします。

◆重度心身障害者手当

□提出期限 8月30日(金)

◆特別障害者手当※

□提出期限 9月10日(火)

◆障害福祉課 保(☎042-438-4035)

心身障害者タクシー料金助成の申請

従来のタクシー利用券の有効期限切れに伴い、新しいタクシー利用券を交付します。

※従来のタクシー利用券は使えませんが、未使用分は返却してください。

対 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方

時 7月31日(水)～8月30日(金)(土・日曜日を除く)※期間以降も申請できますが、申請した月分からの助成となります。

場 障害福祉課(保谷庁舎1階・田無庁舎1階)

持 ①身体障害者手帳または愛の手帳
②申請書(対象者には、用紙を送付済み)

③障害者本人の印鑑(代理人の方が申請する場合はその方の印鑑も)

◆障害福祉課 保(☎042-438-4035)

心身障害者自動車燃料費助成の申請

対 ①身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方で運転する同居の家族がいる方
②身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方

時 8月8日(木)～30日(金)(土・日曜日を除く)

場 障害福祉課(保谷庁舎1階・田無庁舎1階)※郵送も可

持 ①現況届兼請求書(対象者には用紙を送付済み)

②障害者本人の印鑑(代理人の方が申請する場合はその方の印鑑も)

③車検証のコピー

④運転免許証のコピー

⑤障害者本人(20歳未満の場合は保護者の口座可)の振込先口座

⑥請求対象期間内に給油した際の領収書(原本)

□対象期間 平成25年2月～7月(この間に新たに認定申請をされた方は、認定申請月から7月※)

◆障害福祉課 保(☎042-438-4035)